

# 11. 特許特別会計

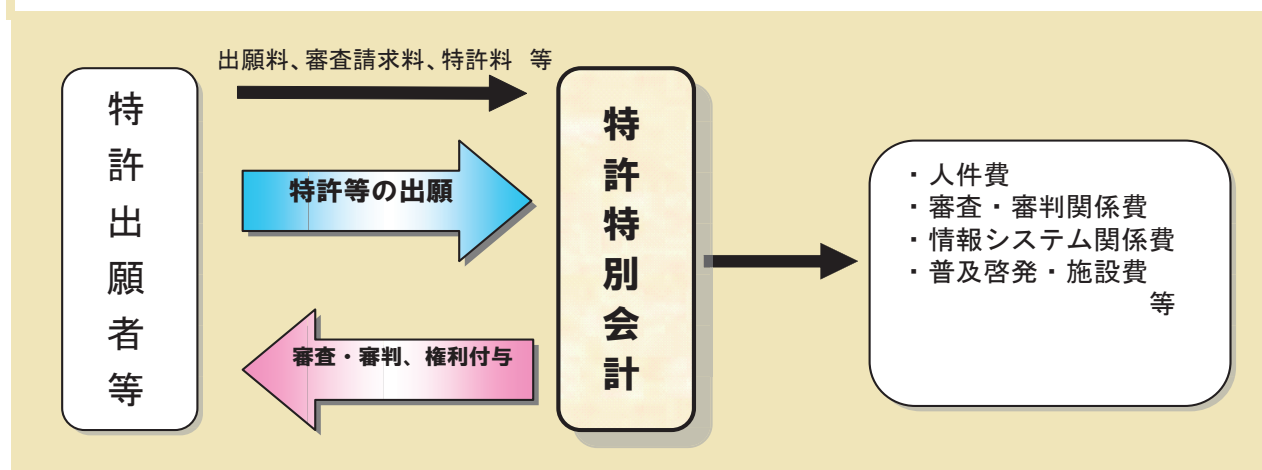
## (1) 概要

特許特別会計は、技術進歩に伴う審査内容の高度化や出願件数の増加等により、審査期間が長期化していた状況の下、受益と負担の関係を明確にしつつ、技術革新に併せて不断に特許事務が高度化される体制を構築し、財源としての手数料等の適切な改定を行う観点から昭和 59 年に設置された特別会計です。その後、一部業務についてはアウトソーシングが行われてきています。

### 特許特別会計の仕組み

特許特別会計では、出願人から出願料、審査請求料、特許料等を徴収し、審査・審判を行い、また権利の登録等の事務を行うために必要な人件費、審査・審判関係費等に支出しています。

なお、特許特別会計は、収支相償の下で運営されており、これまで一般会計に依存したことはありません。



## (2) 具体的な事業の内容

特許特別会計は、特許等工業所有権に関する事務の遂行に資するとともに、その経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理しているものです。

我が国のイノベーション創出を支える知財システムの強化と知財活用の推進を図るため、令和 2 年度予算において以下の点を中心に知的財産政策を強力に推進することとしています。

### (ア) イノベーション創出を支える知財システムの強化

世界最速・最高品質の審査を実現するとともに、デジタル経済の進展等への対応により、新たな成長モデルの創出を支える基盤としての知財システムを強化します。

#### (a) 任期付審査官の確保

#### (b) 情報システムの構築・運営

特実方式審査・特実審査周辺システムの刷新への対応、特許料等の減免対象の全ての中

小企業への拡充に対応したシステム整備を実施します。

(c) 人工知能(AI)等を活用した業務改革

業務の高度化・効率化に向け、アジャイル（短期間で実装と改善を繰り返すシステム開発手法）に基づく審査支援ツール開発の内製化に向けた体制を構築します。

(d) 国内外の先行技術調査の推進

民間機関と連携し、米国、欧州、中国等の外国特許文献及び非特許文献を含む先行技術調査を実施し、審査の迅速性を堅持します。

(e) 新興国の知財システム整備支援

WIPOのネットワークを通じ、開発途上国・地域（アジア・アフリカ・ラテンアメリカ等）に対して産業財産権に関する専門家派遣、情報化の推進、セミナー・ワークショップ開催等を実施します。

(イ) 中小・ベンチャー企業等の知財活動の支援強化

優れた技術を持つ中小・ベンチャー企業等を後押しするために、ビジネスへの活用を見据えた知財戦略の構築や、知財の権利取得から事業化までを重点的に支援します。

(a) 中小・ベンチャー企業の知財活動に対する普及啓発・戦略構築支援

INPIT（（独）工業所有権情報・研修館）による知財相談（各都道府県の「知財総合支援窓口」、「INPIT-KANSAI」）、や専門家派遣（知的財産戦略アドバイザー、海外知的財産プロデューサー）を支援します。

全国各地で開催する「巡回特許庁」等を通じた出張面接による地域のユーザーの利便性向上や知財の未活用企業等への意識の啓発を実施します。

また、専門家チームにより、ベンチャー企業の知財戦略構築等を支援するとともに、ベンチャー関係者（ベンチャー企業、ベンチャー・キャピタル、インキュベータ等）と知財専門家を結びつける場の提供を通じてベンチャー企業の知財意識の向上を図ります。

(b) 中小企業の海外での知財活動の促進

外国出願経費の補助や海外での侵害対策（訴訟対応、知財訴訟用保険への加入等）への補助をします。中小企業に対し、国際出願手数料等の一部を補助します。

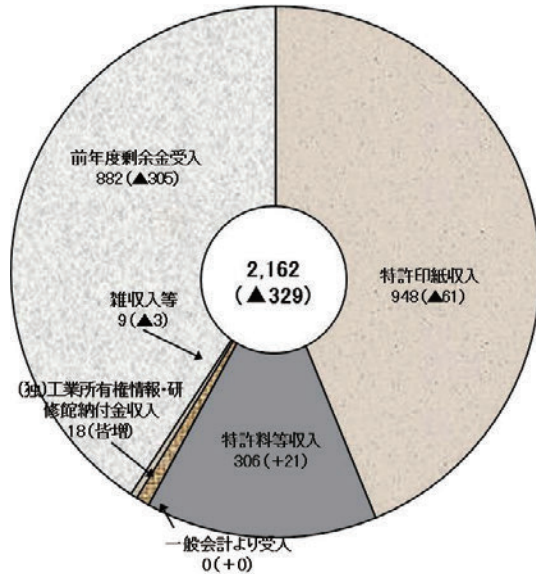
(c) 知財に着目した融資の円滑化

個別の中小企業の知財に係る課題や解決策をまとめた「知財ビジネス提案書」を作成し金融機関に提供することで、金融機関による中小企業に対する知財を切り口としたコンサルティングを促進します。

(3) 特別会計の現状

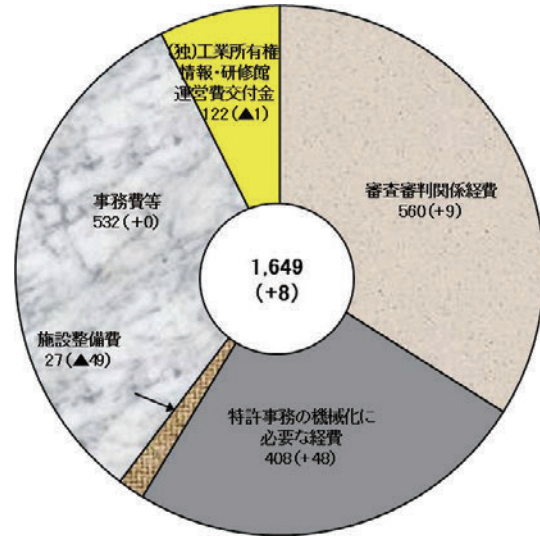
① 歳入歳出予算（令和2年度当初予算）

【 歳入 】



【 歳出 】

(単位：億円)



(注) 歳入歳出差額が、513億円あります。これは、歳出予算では当年度の審査・審判等に要する費用を計上する一方で、歳入予算には、特許審査の効率化・迅速化や情報システムに係る設備投資等、今後見込まれる支出に充たすべく確保している前年度末の剰余金を繰り入れて計上していることによるものです。

○歳入総額、歳出総額、(参考)歳出純計額 (単位：億円)

歳入総額	歳出総額	(参考)歳出純計額
2,162 (▲329)	1,649 (+8)	1,646 (+8)

○歳入・歳出の内容

(単位：億円)

(歳入)

内容	額	説明(増減要因)
特許料等収入	1,254 (▲40)	特許出願、審査請求等の特許料等収入見込額
他会計より受入	0 (+0)	登録免許税の納付確認、課税標準及び税額の認定の事務に要する経費に充てるために必要な財源の一般会計からの受入見込額
独立行政法人納付金収入	18 (皆増)	(独)工業所有権情報・研修館法の規定による納付金の受入見込額
雑収入	9 (▲3)	財政融資資金預託金利子、建物及物件貸付料等の収入見込額
前年度剰余金受入	882 (▲305)	前年度の決算上の剰余金見込額
合計	2,162 (▲329)	

(歳出)

内容	額	説明(増減要因)
独立行政法人工業所有権情報・研修館運営費交付金に必要な経費	122 (▲1)	(独)工業所有権情報・研修館の行う業務の財源の一部に充てるための交付金
事務取扱いに必要な経費	530 (+0)	特許行政の運営に必要な人件費、事務費等
工業所有権の審査審判等の処理促進に必要な経費	560 (+9)	特許等工業所有権に関する審査審判等の処理促進に必要な経費
特許事務の機械化に必要な経費	408 (+48)	特許事務システムの開発及び運用に必要な経費
施設整備費	27 (▲49)	特許庁庁舎の施設整備に伴う工事等を行うために必要な経費
予備費	2 (-)	予見し難い予算の不足に充てるための予備費
合計	1,649 (+8)	

## ② 剰余金

## 令和元年度決算

(単位：億円、単位未満切捨)

収納済歳入額	支出済歳出額	剰余金	翌年度 歳入繰入	積立金積立 資金組入	一般会計へ 繰入
2,469	1,568	900	900	—	—

令和元年度決算における剰余金は、900 億円です。

## (剰余金の生じた理由)

特許特別会計は、産業財産権制度（特許、実用新案、意匠、商標）の利用者（＝受益者）による負担を明確にし、歳入と歳出が均衡して運営されること（＝収支相償）を確保するために創設された特別会計であり、具体的には、出願人から料金（出願料、審査請求料、特許料等）を徴収し、産業財産権の審査審判に要する人件費、情報システム経費、外注経費等に支出することとしています。剰余金は、審査・審判に順番待ち期間等があり、出願人から納付された手数料が支出（審査）されずに残っていることや、特許審査の効率化・迅速化等のための情報システムに係る設備投資の費用などに充当すべく確保しているものです。

## (剰余金の処理の方法)

特許特別会計の剰余金については上記の性格を有することから、年度末に審査待ちとなっている案件を翌年度以降に審査処理するために必要な費用や情報システムに係る設備投資の費用などの財源として、特別会計法第8条第1項により特許特別会計の翌年度歳入に繰り入れることとしています。

③ 資産及び負債（平成30年度特別会計財務書類）

特許特別会計貸借対照表 （単位：億円、単位未満切捨）

《29年度》	《30年度》	〈 資 産 の 部 〉	〈 負 債 の 部 〉	《30年度》	《29年度》
		現金・預金	未払金	0	0
1,514	1,242	うち政府預金	前受金	386	388
349	362	うち財投預託金	前受収益	0	0
1,165	880		賞与引当金	21	20
			退職給付引当金	290	287
		未収金	負債合計	699	696
0	0	未収収益			
0	0	前払費用			
0	0	貸付金			
▲0	▲0	貸倒引当金			
810	848	有形固定資産	資産・負債差額	1,669	1,890
810	848	国有財産 (公共用財産を除く)			
750	792	土地			
0	0	立木竹			
46	43	建物			
13	11	工作物			
—	—	建設仮勘定			
0	0	物品			
252	268	無形固定資産			
9	9	出資金			
2,587	2,368	資産合計	負債及び資産・負債差額合計	2,368	2,587

特許特別会計の資産のうち、有形固定資産 848 億円は、特許庁庁舎の土地・建物等であり、無形固定資産 268 億円は、事業に使用するソフトウェア等です。

資産・負債差額は、これらの資産に加え、現金・預金について、審査の効率化・迅速化等のための情報システムに係る設備投資の費用などに充当すべく確保しているものです。

(4) 事務及び事業の効率化・財務に関する情報の透明化の取組み等

特許特別会計は、出願内容の高度化・複雑化、先行技術文献調査の対象となる蓄積文献数の増加等、審査処理の負担が増加している中で、効果的・効率的に事務を実施するため、先行技術調査のアウトソーシングや、新たな情報システムの構築等に取り組んでいます。

また、特許登録件数の増加等による歳入の増加や、事務の効率化による歳出の削減等が見込まれる場合には、料金の引き下げを行う等、利用者の負担軽減にも配慮しつつ、剰余金の取扱を含め、適切に特許特別会計の運営を図っています。

なお、特許特別会計の財務に関する情報については、特許庁のホームページに特別会計財務書類を公表しています。

特許特別会計についての問い合わせ先

特許庁総務部総務課 電話番号 03-3581-1101 (内線 2105)